

処 分 基 準

令和7年5月1日作成

法 令 名	神奈川県迷惑行為防止条例
根 拠 条 項	第9条第7項（再発防止命令） 第9条第8項（指示） 第9条第9項（事業停止命令）
処 分 の 概 要	再発防止命令、指示及び事業停止命令
原 権 者 (委任先)	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め	・ 神奈川県迷惑行為防止条例第9条第7項（再発防止命令） ・ 同条例第9条第8項（指示） ・ 同条例第9条第9項（事業停止命令）
処 分 基 準	別紙記載のとおり
問 い 合 わ せ 先	神奈川県警察本部生活安全部生活保安課 対策係 電話 045-211-1212 内線3415
備 考	

別紙

神奈川県迷惑行為防止条例に基づく行政処分の基準

第1 趣旨

この基準は神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第9条に規程する違反行為に対し、神奈川県公安委員会が再発防止命令、指示又は事業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

- 1 「事業者」とは、条例第9条第1項第1号に規定する観覧、販売又は提供、同項第2号若しくは第3号に規定する提供若しくは同項第4号に規定する情報の提供を事業として行う者をいう。
- 2 「代理人等」とは、事業者の代理人、使用人その他の従業者をいう。
- 3 「条例違反行為」とは、条例第9条の規定に違反する行為をいう。
- 4 「法令違反行為」とは、別表1に定める規定に違反する行為をいう。
- 5 「中止命令」は、条例第9条第6項の規定により、同項各号に掲げる行為が行われた場合に、警察官が当該行為を行った者にそれぞれ当該各号に掲げる行為の中止を命ずることをいう。
- 6 「再発防止命令」とは条例第9条第7項の規定により、同条第6項各号に掲げる行為が行われた場合であって、神奈川県公安委員会が、当該行為を行った者が更に反復してそれぞれ当該各号に掲げる行為を行うおそれのある者に対し、当該各号に掲げる行為をしてはならない旨を命ずることをいう。
- 7 「指示」とは、条例第9条第8項の規定により、神奈川県公安委員会が、事業者に対し、条例違反行為の再発を防止するための必要な指示をすることをいう。
- 8 「事業停止命令」とは、条例第9条第9項の規定により、事業者に対し、当該事業の全部又は一部停止を命ずることをいう。
- 9 「事業停止期間」とは、事業停止命令において事業者が当該事業を停止しなければならないこととする期間をいう。

第3 条例違反行為の量定区分

条例違反行為は、その軽重に応じ、別表2に定めるとおり、A、B及びCに量定区分を分類するものとする。

第4 再発防止命令

- 1 再発防止命令を行う基準
再発防止命令は、条例第9条第6項の規定により、中止命令を受けた者が、次に掲げる事由に該当する場合に行うものとする。
 - (1) 過去1年以内に同種の処分事由に当たる中止命令又は再発防止命令を受けていた場合。
 - (2) 法令違反行為に係る過去1年以内の犯歴を有する場合。
- 2 再発防止命令の期間
再発防止命令の期間にあつては180日間とする。

ただし、当該命令を受ける者が次のいずれかに該当する事由があるときは、情状により90日を下回らない範囲内において、当該期間を軽減することができる。

- (1) 他人に強いられて条例第9条第3項及び第4項に掲げる行為を行ったこと。
- (2) 改悛の情が極めて顕著であること。

第5 指示

1 指示を行う基準

指示は、事業者が条例違反行為を行ったとき、又は事業者が代理人等に対し、指導及び監督その他代理人等による条例違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等が条例違反行為を行ったときに行うものとする。

2 指示の回数

1回の条例違反行為に対しては、1回の指示を行うものとする。

ただし、2回以上の条例違反行為に対して、1回の指示を行うこと及び1回の指示において2点以上の事項を指示することを妨げない。

3 指示の内容

指示においては、次に掲げる措置を執るべきことを指示するものとする。

- (1) 指示の理由とした条例違反行為と条例第9条に規定する条例違反行為が将来において行われることを防止するための措置
- (2) (1)に規定する措置が確実に執られたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について神奈川県公安委員会に報告する措置。

4 指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示事項に従っているか確認するものとし、指示に従っていない場合には、事業停止命令を行うものとする。

第6 事業停止命令

1 事業停止命令を行う基準

事業停止命令は、事業者が指示を受けており、同指示に従わない場合に事業停止命令を行うものとする。

2 事業停止命令の回数

1回の条例違反行為については1回の事業停止命令を行うものとする。

3 基準期間等

事業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「長期」及び「短期」という。）については、次に掲げる条例違反行為の量定区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期にかかわらず180日とする。
- (2) B 基準期間は60日、短期は30日、長期は180日とする。
- (3) C 基準期間は40日、短期は20日、長期は180日とする。

4 事業停止期間の決定

- (1) 事業停止期間は第6の3により定められた基準期間とする。
- (2) 量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合において、次のいずれかに該当する事由があるときは、第6の3に定められた短期を下回らない範囲内において、情状により短い期間を事業停止期間とすることができる。
 - ア 他人に強いられて条例違反行為を行ったこと。

イ 事業者（法人にあっては、その役員）の関与がほとんどなく、かつ、代理人等が行った条例違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

ウ 事業者が事業停止命令の対象となる条例違反行為と同種又は類似の条例違反行為が将来において行なわれることを防止するための措置を自主的に執っていること。

(3) 量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合において、次のいずれかに該当する事由があるときは、第6の3に定められた長期を超えない範囲内において、情状により長い期間を事業停止期間とすることができる。

ア 条例違反行為の態様が極めて悪質であること。

イ 青少年の健全な育成に著しい障害を及ぼすおそれがあること。

ウ 公衆に著しい迷惑を及ぼしたこと。

エ 付近の住民からの苦情が多数あること。

オ 事業者が条例違反行為を行った日前3年以内又は代理人等が条例違反行為と同種又は類似の条例違反行為を理由として、指示又は事業停止命令を受けたことがあること。

カ 事業者又は代理人等が条例違反行為に関する証拠を隠滅しようとするなど情状が特に重いこと。

キ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

ク 事業者に改悛の情がみられないこと。

5 事業停止命令の併合

処分事由に当たる条例違反行為が2回以上行われた場合は、第6の2の規定にかかわらず、1回の事業停止命令を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、第6の3の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。ただし、これらの期間は180日を超えることはできない。

(1) 基準期間

各条例違反行為について第6の3により定められた基準期間の最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間。

(2) 短期

各条例違反行為について第6の3により定められた短期のうち最も長いもの。

(3) 長期

各条例違反行為について第6の3により定められた長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間。

6 常習違反加重

事業者が事業停止命令を受けた日から3年以内に当該事業者に対し事業停止命令を行う場合の量定については、第6の3により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間とする。ただし、その期間は180日を超えることはできない。

別表 1

条例	第9条第1項 第9条第2項
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号)	第22条 (第1号又は第2号に係る部分に限る) 第28条第12項 (第1号又は第2号に係る部分に限り、第31条の3第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む)
売春防止法 (昭和31年法律第118号)	第5条 第6条第2項 (第1号又は第2号に係る部分に限る。)

別表 2

事業の種別	条例違反行為	関係条例	量定区分
1 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供を行う営業	指示違反	第9条第8項	B
	事業停止違反	第9条第9項	A
2 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供を行う営業	指示違反	第9条第8項	C
	事業停止違反	第9条第9項	A
3 専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供を行う営業	指示違反	第9条第8項	C
	事業停止違反	第9条第9項	A
4 人の好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を行う営業	指示違反	第9条第8項	C
	事業停止違反	第9条第9項	A